

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 はじめに

「いじめは絶対に許さない」という趣旨から、いじめの問題の重要性を認識し、予防に努力すると共に、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、安全・安心な学校生活ができることを目標とします。

いじめ防止対策推進法〈定義〉 第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的な考え方

(1) いじめ未然防止

集団の中では生徒同士のトラブルは起こる可能性がある。そうしたトラブルがいじめ問題等に発展しないように、より良い人間関係を構築できる社会性や規範意識の高い大人へと育むよう、いじめを生まない学校、学級等の集団作りを第一と考える。

そのためにすべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行います。

- 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の規範意識を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や人間関係を構築する能力を養う。
- 安心して学習できるよう規律ある環境づくりに心がける。
- 背景等にも着目し、ストレス等の要因に対応できる力を育み、自己有用感や充実感を感じられる集団作りを進める。

■ 学校として特に配慮が必要な生徒について

○以下の4点の学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒変化に目を配ることが必要である。些細な兆候であっても軽視せず、早い段階から適切に対応する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談・電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性がある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は、速やかに組織で対応することを原則とする。

また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通認識を図り、組織的な対応のための体制組織を図る。

いじめを把握した場合、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒、情報提供をしてきた生徒の安全確保をし、いじめをしたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等丁寧な対応をする。

また、家庭への連絡や相談、事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止等への対策には、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要がある。学校や家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、校内外の活動等で生徒が多くの大人と接することのできる取り組みを大切にする。

いじめ問題の対応には、関連機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議などで情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

【基本認識】

「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」

- ・ だれもが被害者にも加害者にもなり得る。

「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

- ・ いじめられたとする生徒の心理面を重視する。

「いじめは人として絶対許されない」

- ・ 人権や生命に関わる重大な問題である。

(2) いじめの様態

日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

1) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)

- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

2) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流す等
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 覗む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し複数の教員で行うことを原則とする。

いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、些細なできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

- 本人がいじめられていても言いたせない場合も多々ある。表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の様態等を客観的に確認したりする
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して適切な指導をする
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味した上で指導する。
- いじめられた生徒といじめた生徒の認識の食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な気持ちを結び付けて指導する。
- **けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。**

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

ア いじめの背景

いじめの要因

学校における人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられる。

〈学校における要因〉

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

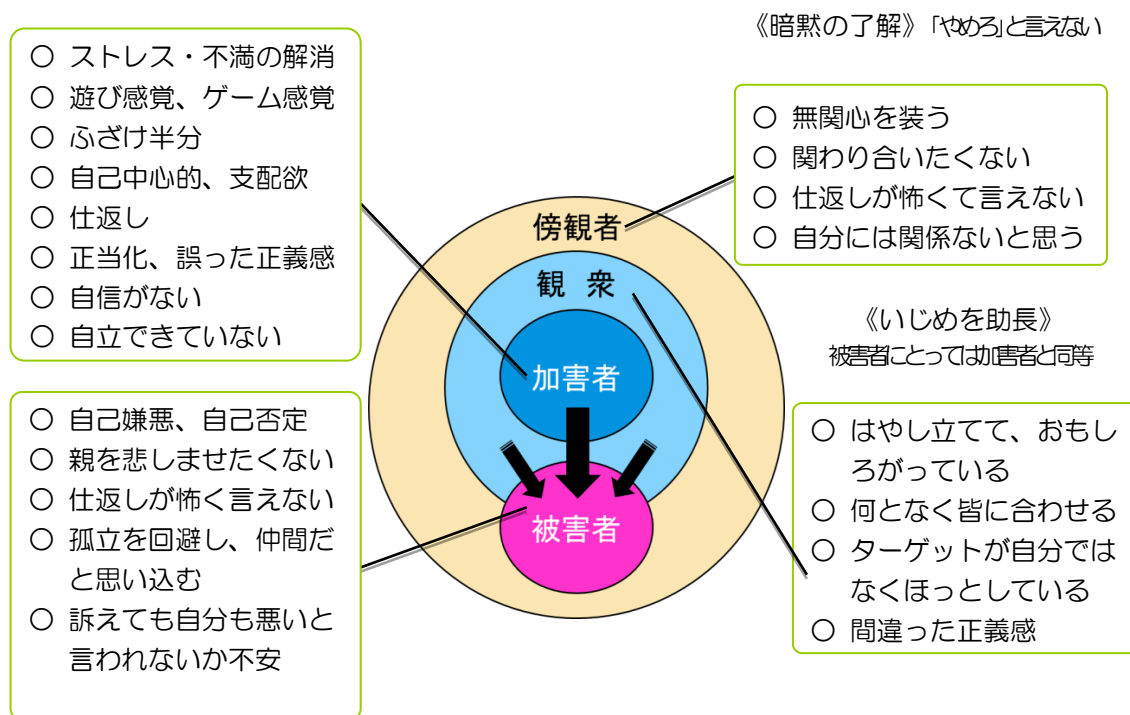
〈家庭における要因〉

- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

〈地域や社会における要因〉

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境になっている。
- 「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
- 大人のモラルが低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加が減少し社会性や協調性が育ちにくい。 など

イ いじめの構造といじめる生徒の気持ち】



二 いじめの防止等のための取組み

1 学校の「いじめの防止対策委員会」の位置づけ

(1) 構成員

教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育担当、総合学習・人権教育担当

(2) 役割

- 学校がいじめ防止等の取り組みの計画案と評価
 - 基本方針に基づく取組の計画的な実施と取組状況の確認
 - 取組に対する記録と取組に対する振り返り
 - 学校生活アンケートを各学期や必要時に実施し、取組の見直しを行う
- 学校がいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
 - 学校基本方針の家庭や地域への発信
 - 取組状況や成果、学校評価アンケートなど情報発信する
- いじめの早期発見、早期対応
 - 個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する
 - いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する
- 職員の意識啓発
 - 基本方針の全職員の共通理解を図る
 - いじめ問題に対する研修会を企画する

2 いじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

【いじめの未然防止の取組】

いじめが起こる前に、予防することがとても重要である。どの子でも、どの学校でもおこり得る問題として考えていくべきである。

ア いじめを許さない学校づくり

- ① 生徒一人一人を大切にするという教職員の意識や日ごろの態度を共通認識する。
信頼される教職員。生徒にとって「自分は認めてもらっている」という感覚
- ② いじめられている生徒に対して「学校が徹底して守る」「秘密は絶対に守る」という姿勢を日ごろから示す。
- ③ いじめが解決されたと見なされても継続しての注意・指導は必要である。
- ④ 定期的な、教職員への研修や生徒への人権も含めた啓発が大切

職員研修：講演会・学習会・自己評価

生徒への啓発：講演会（オリエンテーション時・年間計画にそって等）

集会時に指導

LHR・総合の時間・授業 等利用して、いじめとは何か・いじめが及ぼす心身への影響・いじめ防止 等

家庭・地域・関係諸機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会のマナーなどを確実に身につけるよう、啓発を図る。

* 生徒の心を育てる（生命尊重・人権尊重・思いやりの心）

* 教職員の心・技・感性を磨く（いじめのサインを見逃さない）

* 学校の組織的対応力をつける（共通理解のもと、事実を正確に、迅速に）

⑤ 観察・情報収集・・・いじめの前兆を見逃さない

日常的な観察・・・必要に応じてチェックシート利用

各学期最低1回のアンケート調査実施

教職員間・保護者・地域 等からの情報提供 等

取り組みの例として

〈学級活動〉

いじめの問題を学級全体の問題として共に考え解決していく態度を培う。

〈学年の活動〉

学年の行事等を通して、協力して成し遂げる喜びや自分の存在・役割を感じるよう指導・援助する。

〈生徒会活動〉

生徒が自分たちの学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・援助する。

〈部活動〉

先輩・後輩の望ましい人間関係のあり方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・援助する。

【いじめの早期発見の取組】

- ① 学校全体で組織的に対応する。役割連携を徹底

- ② 実態把握は正確かつ迅速に行う
 - ③ 学校、家庭、地域社会、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む
 - ④ 相談機関等活用について生徒・保護者に周知するとともに、相談しやすい環境作り・教育相談体制の確立を図る。(相談できる場所 等)
 - ⑤ 情報収集
 - 1) 各学期最低1回のアンケート調査実施
 - 2) 情報をキャッチしたら見逃さない。見て見ぬふりをしない。
 - ・迅速かつ正確に行う(憶測を入れない)
 - ・情報源を明かさない
 - ・文言を統一する
 - 3) 本人からの申し出
 - 他の生徒からの情報
 - 保護者・地域からの情報
- } 些細なことでも報告する
- 4) 情報収集のためのアンケート実施
 - 5) 必要に応じて個別面談を実施(個人・全員)聞き取り・・・職員の共通認識のもと

【学校の取組に対する評価】

- 定期的にアンケートを行い、学校の状況を把握する
- 学校評価等で保護者や生徒の意識を把握する
- 上記データ等を基にし、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- 評価等を家庭や地域へ公表する。

(2) いじめが起きたときの対応

いじめ問題の対応の基本

さ：最悪の事態を想定して **し**：慎重に **す**：素早く
せ：誠意をもって **そ**：組織的に対応する

【いじめへの対応のポイント】

- 1 いじめへの対応は、いじめ被害者の救援を最優先する
- 2 いじめ問題は特にその予防教育が重視される
- 3 全職員がいじめ問題に危機意識を高め、日ごろから生徒たちの様子をつかんでおく
- 4 いじめの特徴を理解し「いじめは絶対許されない行為である」と生徒たちに教え、実際にいじめが起こったときや見たときに、自分がどうすればいいかという具体的な知識と行動を教示する
- 5 被害を受けた生徒の救済方法を考え、早期に対応する。あわせて加害者の生徒についても慎重かつ、厳正に対応する
- 6 保護者も含めいじめられた生徒の精神的安定を回復するため、専門家と連携した長期の心のケアについても考えておく
- 7 学校・家庭・地域社会・関係諸機関等の連携や協力により、いじめの早期発見や情報交換・意見交換により、いじめを許さないネットワークを組織する

(3) ネットいじめへの対応

【削除依頼について】

① 証拠の保全・記録

- 発見日時、発見の経緯
- ウェブページアドレス（URL）の記録
- ウェブページの印刷とファイル保存

印刷が困難な場合は、「画面メモ」機能やデジタルカメラ等で記録

② 削除依頼

- 加害生徒が特定できている場合は、当該生徒に削除させる。
- 加害生徒が特定できない場合
 - ・ 削除依頼を迅速に行うことが適当な場合と、様子を見るのが適当な場合、または削除依頼をせずに「無視する」場合がある。
 - ・ 被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼のタイミングを判断する。
 - ・ 削除依頼は、被害生徒本人が行うのが原則である。状況に応じて、学校や教育委員会から依頼をすることもできる。
 - ・ 削除依頼は、個人の情報通信端末から行わず、できるだけ、学校などが公的に所有しているパソコンの代表アドレスから行う。

③ 削除依頼の手順

1. 掲示板の管理者、または、当該ページの作成者に依頼する。
2. 削除されない場合、サイト管理者、サービス提供者に依頼する。
3. 削除されない場合、プロバイダに依頼する。
4. 削除されない場合、専用の相談窓口にご相談する。

※ 緊急案件の場合は、すぐに県警サイバー犯罪対策室及び心の支援室に相談する。

削除依頼メールの文例

【削除依頼】誹謗中傷の書き込み

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私(生徒)の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

URL： <http://>～

スレッド： <http://>～

書き込みNo.:

掲載情報：私(生徒)の実名、電話番号及びメールアドレスを掲載の上で、「私(その生徒)と○○しませんか」という、嫌がらせの書き込みがされた。

侵害された権利：プライバシーの侵害、名誉棄損

侵害されたとする理由：私(生徒)の意に反して公表され、嫌がらせ、からかいの迷惑電話及びメールを数多く受け、精神的苦痛を被っている。貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

※ 詳細については、各ウェブページの利用規約等にある削除依頼方法を確認する。

※ 相談窓口

- 長野県警生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方法務局「子どもの人権110番」 0120-007-110
- 教学指導課心の支援室 026-235-7436
- 一般社団法人セーフティネット総合研究所 026-223-5059

(4) 関係機関と連携した取組

- 学校の取組を共通理解するなどの機会を設ける
- 警察と学校と日常的な連携のため窓口交換をする
- 地域の行事や活動に積極的に参加していく。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

イ 初期対応

学校危機管理マニュアルにしたがって迅速かつ適性に対応する。

- 事案発生直後には、まず、基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- 速やかに「いじめ防止対策委員会」中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。
- 関係生徒保護者へ迅速に連絡する
- 関係機関（警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校または学校長は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会報告し、当該重大事態に応じて、学校は又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

② 組織の構成

- 公平性・中立性・客観性を確保するため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
(学校評議員の方へお願いする)

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取り

- いじめられた生徒を守ることを最優先とし、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめの行為を完全に止め、いじめられた生徒の心情や事情に配慮した上で、状況的にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な状況を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

- いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査経過を知らせておく。
- 他の生徒のプライバシー保護に配慮する。
- 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

いじめの「解消」とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも**3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

別紙参照

いじめ対応フローチャート

情報のキャッチ

10
対応チームの編成

教頭



No
→



ネットいじめのフローチャート

情報のキャッチ

11



